

## 公益財団法人日本フィランソロピック財団 助成金募集要項

### 1 はじめに

日本フィランソロピック財団は、より良い社会の実現にむけて貢献する意識を持つ人々と、子どもや次世代の将来、科学技術やイノベーション、地方の創生や文化・芸術をはじめ、日本のみならず世界規模で未来を大きく変えることができる事業を行っている団体、人々をつなぎ、未来への投資である「寄附」を通じて、より豊かな社会の創造と発展に資することを目的としています。

### 2 対象となる団体

財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO 法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体など非営利活動・公益事業を行う団体

※財団法人、社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。

### 3 対象となる事業

社会的価値の創造や社会変革に貢献し未来を大きく変える可能性のある事業。

それらを支援する活動を行う団体を対象とします。

次の事業には本事業は適用しません

- ✓ 営利を目的としている事業
- ✓ 宗教活動や政治活動を目的とした事業・団体、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業・団体

### 4 審査基準

組織（申請団体）、事業の目的、事業内容・計画について、総合的に判断します。

#### (1)事業の目的

公募趣旨との整合性、社会的なインパクト、先駆性、革新性

#### (2)事業を行う組織(申請団体)

ビジョン、信頼性、組織評価、法令順守

#### (3)事業の実現性

計画性、スケジュール、持続性、成果測定

(公募条件に応じて、上記の審査項目の適用は調整される。)

### 5 対象となる事業の実施期間

助成金支給後、1年以内に完了することを原則とします。

(公募条件に応じて、複数年の助成を実施するときには、その限りにあらず。)

## 6 留意事項

助成事業を実施する際には、いくつかの条件及び留意事項があります。

申請の時点でご確認いただきたい事項は下記の通りです。

### (1) 助成契約の遵守について

助成事業として決定した際には、まず日本フィナンソロピック財団との間で「助成契約」を締結します。締結した「助成契約」に反する行為があった場合は、助成金の返還請求等を行うこともありますので、契約を遵守してください。

### (2) 完了報告書の提出について

助成事業の完了後は、決められた期限までに事業完了報告書（収支計算書を含む）をご提出いただきます。事業完了報告書受領後、必要な場合、専門家による監査を要請する場合があります。

以上